

# 石川県公報

令和4年4月8日

第13497号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

## 目次

告 示			
○救急病院の認定 (地域医療推進室)	1	○肥料登録有効期間更新公告 (農業政策課)	10
○令和4管理年度知事管理漁獲可能量の設定並びに公表について(さんま、まあじ及びまいわし対馬暖流系群)の一部変更 (水産課)	1	○土地改良区の役員退任公告 (農業基盤課)	10
○一般国道の区域の変更 (道路整備課)	2	○土地改良区の役員就任公告 (同)	10
○県道の区域の変更 (同)	2	○土地改良区の定款変更認可公告 (同)	11
○一般国道の供用の開始 (同)	3	○県営土地改良事業に係る換地計画の決定及び縦覧公告 (同)	11
○県道の供用の開始 (同)	3	○開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告 (建築住宅課)	12
○道路の占用を制限する区域の指定 (同)	4	○道路の位置の指定公告 (同)	12
公 告		選挙管理委員会	
○特定調達契約に係る入札公告 (管財課)	5	○参議院石川県選挙区選出議員補欠選挙における選挙長の職務を代理すべき者の変更	12
○大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告 (経営支援課)	8		

## 告 示

### 石川県告示第133号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

令和4年4月8日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
加賀市医療センター	加賀市作見町リ36番地	令和4年4月1日	令和7年3月31日
公立能登総合病院	七尾市藤橋町ア部6番地4	令和4年4月1日	令和7年3月31日

### 石川県告示第134号

令和4管理年度知事管理漁獲可能量の設定並びに公表について(さんま、まあじ及びまいわし対馬暖流系群)(令和3年石川県告示第494号)の一部を令和4年3月25日に変更したので、漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第5項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和4年4月8日

石川県知事 馳 浩

変 更 後		変 更 前	
まいわし対馬暖流系群 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量 21,100トン 2 知事管理区分に配分する数量		まいわし対馬暖流系群 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量 21,100トン 2 知事管理区分に配分する数量	
知事管理区分	配分数量	知事管理区分	配分数量
石川県中型まき網漁業	4,300トン	石川県中型まき網漁業	4,300トン
石川県その他漁業(定置漁業等)	11,000トン	石川県その他漁業(定置漁業等)	10,000トン

石川県告示第135号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり一般国道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、令和4年4月8日から同月22日まで縦覧に供する。

令和4年4月8日

石川県知事 馳 浩

路線名	道 路 の 区 域			関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)	
249号	羽咋郡志賀町大福寺壱七64番1地先から 羽咋郡志賀町大福寺壱七63番1地先まで	旧	28.70~46.40 83.3	羽咋土木事務所維持管理課
		新	59.30~77.00 83.3	

石川県告示第136号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、令和4年4月8日から同月22日まで縦覧に供する。

令和4年4月8日

石川県知事 馳 浩

路線名	道 路 の 区 域			関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)	
城山線	七尾市古府町竹町古屋敷町 入会エボシカ谷16番22地先から 七尾市古府町竹町古屋敷町 入会エボシカ谷16番22地先まで	旧	6.40~9.35 130.0	中能登土木総合事務所維持管理課
		新	8.75~17.95 130.0	
城山線	七尾市矢田町壱九号鉄砲山20番1地先から 七尾市矢田町壱九号鉄砲山16番1地先まで	旧	11.95~16.85 42.2	中能登土木総合事務所維持管理課
		新	12.10~20.75 42.2	
田尻祖母浦半浦線	七尾市能登島向田町令3番地先から 七尾市能登島向田町令54番地先まで	旧	5.55~16.30 1,053.0	中能登土木総合事務所維持管理課
		新	8.00~18.30 1,053.0	
五十州亀部田線	輪島市上山町元雑座式字47番1地先から 輪島市上山町元雑座ル10番1地先まで	旧	4.04~9.12 306.4	奥能登土木総合事務所維持管理課
		新	9.06~35.71 306.4	
輪島浦上線	輪島市上山町元上七字26番1地先から 輪島市上山町元上七字12番2地先まで	旧	4.36~9.70 77.7	奥能登土木総合事務所維持管理課
		新	9.12~22.92 77.7	

輪島浦上線	輪島市上山町元小町宮ノ上26番甲地先から 輪島市上山町元新保壱七字3番地先まで	旧	5.44～9.30	71.3	奥能登土木 総合事務所 維持管理課
		新	8.24～22.79	71.3	
輪島浦上線	輪島市西二又町1番1地先から 輪島市西二又町3番地先まで	旧	10.49～17.86	88.0	奥能登土木 総合事務所 維持管理課
		新	17.55～23.42	88.0	
輪島浦上線	輪島市西二又町8番地先から 輪島市西二又町14番1地先まで	旧	4.38～12.78	160.0	奥能登土木 総合事務所 維持管理課
		新	9.96～23.42	160.0	
折戸飯田線	珠洲市東山中町元蛸島村壱貳部4番3地先から 珠洲市東山中町イ部92番1地先まで	旧	6.75～14.23	97.6	珠洲土木 事務所 維持管理課
		新	8.26～15.31	97.6	
穴水刃地線	鳳珠郡穴水町字河内た29番1地先から 鳳珠郡穴水町字河内タ69番地先まで	旧	6.40～9.34	98.7	奥能登土木 総合事務所 維持管理課
		新	8.16～21.80	98.7	

石川県告示第137号

次のとおり一般国道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、令和4年4月8日から同月22日まで縦覧に供する。

令和4年4月8日

石川県知事 馳 浩

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
249号	羽咋郡志賀町大福寺壱七64番1地先から 羽咋郡志賀町大福寺壱七63番1地先まで	令和4年4月8日	羽咋土木 事務所 維持管理課

石川県告示第138号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、令和4年4月8日から同月22日まで縦覧に供する。

令和4年4月8日

石川県知事 馳 浩

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
城山線	七尾市矢田町壱九号鉄砲山20番1地先から 七尾市矢田町壱九号鉄砲山16番1地先まで	令和4年4月8日	中能登土木 総合事務所 維持管理課
田尻祖母浦 半浦線	七尾市能登島向田町令3番地先から 七尾市能登島向田町令38番地先まで	令和4年4月8日	中能登土木 総合事務所 維持管理課
五十州 亀部田線	輪島市上山町元雑座貳字47番1地先から 輪島市上山町元雑座ル10番1地先まで	令和4年4月8日	奥能登土木 総合事務所 維持管理課

輪島浦上線	輪島市上山町元上七字26番1地先から 輪島市上山町元上七字12番2地先まで	令和4年4月8日	奥能登土木 総合事務所 維持管理課
輪島浦上線	輪島市上山町元小町宮ノ上26番甲地先から 輪島市上山町元新保壺七字3番地先まで	令和4年4月8日	奥能登土木 総合事務所 維持管理課
輪島浦上線	輪島市西二又町1番1地先から 輪島市西二又町3番地先まで	令和4年4月8日	奥能登土木 総合事務所 維持管理課
輪島浦上線	輪島市西二又町8番地先から 輪島市西二又町14番1地先まで	令和4年4月8日	奥能登土木 総合事務所 維持管理課
折戸飯田線	珠洲市東山中町元蛸島村壺式部4番3地先から 珠洲市東山中町イ部92番1地先まで	令和4年4月8日	珠洲土木 事務所 維持管理課
穴水剣地線	鳳珠郡穴水町字河内た29番1地先から 鳳珠郡穴水町字河内夕69番地先まで	令和4年4月8日	奥能登土木 総合事務所 維持管理課

### 石川県告示第139号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。  
なお、その関係図面は、令和4年4月8日から同月22日まで縦覧に供する。

令和4年4月8日

石川県知事 馳 浩

#### 1 道路の種類、路線名、占用を制限する区域及び関係図面の縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	関係図面の縦覧場所
一般国道	249号	羽咋郡志賀町大福寺壺七64番1地先から 羽咋郡志賀町大福寺壺七63番1地先まで	羽咋土木事務所維持管理課
主要地方道	輪島浦上線	輪島市上山町元上七字26番1地先から 輪島市上山町元上七字12番2地先まで	奥能登土木総合事務所維持管理課
主要地方道	輪島浦上線	輪島市上山町元小町宮ノ上26番甲地先から 輪島市上山町元新保壺七字3番地先まで	奥能登土木総合事務所維持管理課
主要地方道	輪島浦上線	輪島市西二又町1番1地先から 輪島市西二又町3番地先まで	奥能登土木総合事務所維持管理課
主要地方道	輪島浦上線	輪島市西二又町8番地先から 輪島市西二又町14番1地先まで	奥能登土木総合事務所維持管理課
主要地方道	折戸飯田線	珠洲市東山中町元蛸島村壺式部4番3地先から 珠洲市東山中町イ部92番1地先まで	珠洲土木事務所維持管理課

#### 2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

#### 3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

#### 4 占用の制限の開始の期日

令和4年4月8日

## 公 告

### 特定調達契約に係る入札公告

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）に規定する特定調達契約に係る一般競争入札を実施する。

令和4年4月8日

石川県知事 馳 浩

#### 1 調達内容

(1) 購入件名及び数量

空港用ロータリ除雪車 1台

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和5年9月29日

(4) 納入場所

別途指定する場所

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 競争入札参加者資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和4年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和4年石川県告示第123号）に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、4(1)に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

#### 3 入札者に要求される義務

入札者は、次の(1)及び(2)に示す事項について証明する書類を令和4年4月28日(木)までに4(1)の提出場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(1) 当該調達物品を確実に納入することができる者であること。

(2) 納入地区において、当該調達物品納入後10年間以上の部品の供給が可能であり、また、修理に必要なサービス工場等を有し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていること。

#### 4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地  
石川県総務部管財課用度グループ 電話番号 076-225-1262
- (2) 入札説明書の交付方法  
(1)の交付場所において交付
- (3) 入札書の受領期限  
令和4年5月20日(金) 午前11時(郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。)
- (4) 開札の日時及び場所  
令和4年5月20日(金) 午後1時30分 石川県庁行政庁舎603会議室

## 5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金  
免除
- (3) 入札の無効  
この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。
- (4) 契約書作成の要否  
落札決定の通知をした日から起算して5日以内(当該期間内に石川県の休日を定める条例(平成元年石川県条例第16号)第1条第1項に規定する県の休日に当たる日があるときは、その日数を加算した期間)に仮契約書を作成し、仮契約を締結しなければならない。なお、この物品の調達契約の締結については、事前に県議会の議決を要するので、当該仮契約は、県議会でこの物品の調達契約の締結に係る議案が議決されたときに本契約となるものとする。ただし、県は、当該議案が石川県議会で議決されなかった場合でも、仮契約の相手方に対していかなる責任も負わない。
- (5) 落札者の決定方法  
石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (6) 手続における交渉の有無  
無
- (7) その他  
詳細は、入札説明書による。

## 6 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased  
1 Rotary snow plow (Plow length:2.6 meters class, 440 Kilowatts class)
- (2) Delivery date  
By 29 September 2023
- (3) Delivery place  
To be specified later
- (4) Time limit of tender  
11:00 a.m. 20 May 2022
- (5) Contact point for the notice  
Property Custody Division Ishikawa Prefectural Government  
1-1 Kuratsuki Kanazawa 920-8580 Japan TEL 076-225-1262

## 1 調達内容

- (1) 購入件名及び数量  
空港用化学消防車(10,000リットル級) 1台

(2) 調達件名の特質等  
入札説明書による。

(3) 納入期限  
令和6年3月8日

(4) 納入場所  
別途指定する場所

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加者資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和4年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和4年石川県告示第123号）に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、4(1)に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

## 3 入札者に要求される義務

入札者は、次の(1)及び(2)に示す事項について証明する書類を令和4年4月28日(木)までに4(1)の提出場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(1) 当該調達物品を確実に納入することができる者であること。

(2) 当該調達物品に関し、下記のとおりアフターサービス・メンテナンス体制及び部品供給体制が整備された者であること。

ア 納入先近郊において点検整備等を実施することができる場所、体制及び設備を有すること。

イ 主要構成部品を本邦において分解整備（特別整備）する場所、体制、検査設備を有すること。

ウ 修理等を適切に実施できる体制を有すること。

エ 緊急時（夜間、休日等を含む。）の連絡体制が整っていること。

オ 緊急時の技術者派遣要請に対し、24時間以内に技術者を派遣できる体制を有すること。

カ 部品供給部門の組織体制が整っていること。

キ 部品供給期間については、当該調達物品納入後15年間以上供給できること。

ク ユニット部品の供給を要請した場合は、48時間以内に納入（整備）場所へ部品供給できること。

\* 「ユニット部品」とは、消防車が機能する上で構造上重要な機器又は装置（機関、動力分配装置、トルクコンバーター、変速機、車軸、水ポンプ）をいう。

## 4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部管財課用度グループ 電話番号 076-225-1262

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

令和4年5月20日(金) 午前11時(郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。)

(4) 開札の日時及び場所

令和4年5月20日(金) 午後1時 石川県庁行政庁舎603会議室

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

落札決定の通知をした日から起算して5日以内(当該期間内に石川県の休日を定める条例(平成元年石川県条例第16号)第1条第1項に規定する県の休日に当たる日があるときは、その日数を加算した期間)に仮契約書を作成し、仮契約を締結しなければならない。なお、この物品の調達契約の締結については、事前に県議会の議決を要するので、当該仮契約は、県議会がこの物品の調達契約の締結に係る議案が議決されたときに本契約となるものとする。ただし、県は、当該議案が石川県議会で議決されなかった場合でも、仮契約の相手方に対していかなる責任も負わない。

(5) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased

Fire fighting Vehicle (10,000 liter class) 1 vehicle

(2) Delivery date

By 8 March 2024

(3) Delivery place

To be specified later

(4) Time limit of tender

11:00 a.m. 20 May 2022

(5) Contact point for the notice

Property Custody Division Ishikawa Prefectural Government

1-1 Kuratsuki Kanazawa 920-8580 Japan TEL 076-225-1262

大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

令和4年4月8日



- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
パローショッピングセンター金沢大桑 (Aゾーン)  
金沢市大桑三丁目114番 外48筆
- 2 届出の内容及び届出の公告の日  
内 容 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
公告日 令和3年10月26日
- 3 市町の意見の概要  
市町名 金沢市  
意見の概要  
届出内容について、特に問題点は見られないが、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境の保持について適切な対応を図るよう努められたい。
- 4 居住者等の意見の概要  
居住者等の意見なし
- 5 意見の縦覧場所  
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター
- 6 意見の縦覧期間  
令和4年4月8日から同年5月8日まで

- 
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオンタウン羽咋  
羽咋市石野町イ7番地1
  - 2 届出の内容及び届出の公告の日  
内 容 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
公告日 令和3年10月19日
  - 3 市町の意見の概要  
市町名 羽咋市  
意見の概要  
届出内容について、特に問題点は見られないが、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境の保持について適切な対応を図るよう努められたい。
  - 4 居住者等の意見の概要  
居住者等の意見なし
  - 5 意見の縦覧場所  
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター
  - 6 意見の縦覧期間  
令和4年4月8日から同年5月8日まで

- 
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
COLLECT PARK KANAZAWA  
金沢市泉本町7丁目7-1 他3筆
  - 2 届出の内容及び届出の公告の日  
内 容 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
公告日 令和3年10月19日
  - 3 市町の意見の概要  
市町名 金沢市  
意見の概要  
届出内容について、特に問題点は見られないが、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境の保持について適切な対応を図るよう努められたい。
  - 4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

令和4年4月8日から同年5月8日まで

肥料登録有効期間更新公告

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和4年4月8日

石川県知事 馳 浩

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量	その他の規格	生産業者の名称及び住所	登録の有効期限
石川県 第200号	副産石灰肥料	ベストワン 48	アルカリ分 48.0%	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	グリーン産業有限会社 白山市鶴来水戸町ネ80番地	令和10年 4月30日

土地改良区の役員退任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があった。

令和4年4月8日

石川県知事 馳 浩

加賀市土地改良区

職名	氏名	住所	退任年月日
理事	中川吉弘	加賀市熊坂町ア129番地	令和4年3月23日
〃	敷山至	加賀市大聖寺敷地ル甲29番地	〃
〃	西野長一郎	加賀市宮町ヲ34番地	〃
〃	西谷明	加賀市細坪町ホの20番地	〃
〃	近安一次	加賀市保賀町ソ2番地	〃
〃	北村重男	加賀市庄町ル160番地	〃
〃	中村長一郎	加賀市大菅波町レ1番地1	〃
〃	坂谷謙一	加賀市山代温泉40の11番地の6	〃
〃	前田俊一	加賀市横北町ハ83番地	〃
〃	西田孝弘	加賀市上野町ツ88番地甲	〃
〃	中澤辰次	加賀市打越町ち38番地	〃
〃	和田藤一郎	加賀市動橋町ロ2番地	〃
〃	坂野彰	加賀市美岬町ト52番地	〃
〃	蔦谷淳一	加賀市片山津町ニの69番地	〃
〃	中谷治夫	加賀市伊切町にの148番地	〃
監事	西本学恭	加賀市三木町ワ133番地4	〃
〃	東新市	加賀市下河崎町リの20番地	〃
〃	前田正和	加賀市塔尾町リ37番地	〃

土地改良区の役員就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届

出があった。

令和4年4月8日

石川県知事 馳 浩

加賀市土地改良区

職名	氏名	住所	就任年月日
理事	中川吉弘	加賀市熊坂町ア129番地	令和4年3月24日
〃	高澤邦夫	加賀市大聖寺下福田町17の4番地	〃
〃	中谷敬一郎	加賀市田尻町オ118番地	〃
〃	谷本清澄	加賀市直下町ハ93番地1	〃
〃	西出四十一	加賀市中代町ハ37番地	〃
〃	河村英一	加賀市加茂町52の150番地	〃
〃	中村長一郎	加賀市大菅波町レ1番地1	〃
〃	瀬口清治	加賀市河南町カ125番地	〃
〃	東憲正	加賀市横北町ハの27番地	〃
〃	北野清峰	加賀市二子塚町ハ13番地	〃
〃	中澤辰次	加賀市打越町チ38番地	〃
〃	中西長賢	加賀市合河町イ41番地	〃
〃	吉田義弘	加賀市宮地町ト23番地	〃
〃	薦谷淳一	加賀市片山津町ニの69番地	〃
〃	中郷正志	加賀市新保町ヲの1番地	〃
監事	谷口正一	加賀市大聖寺菽生町5の27番地	〃
〃	中川忠海	加賀市動橋町イの175番地	〃
〃	村田泉	加賀市柴山町3の7番地	〃

#### 土地改良区の定款変更認可公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

令和4年4月8日

石川県知事 馳 浩

土地改良区の名称	認可年月日
邑知潟土地改良区	令和4年3月29日

#### 県営土地改良事業に係る換地計画の決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業に係る換地計画を定めたので、その関係書類を令和4年4月11日から同年5月13日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、土地改良法第89条の2第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この決定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。）この決定の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、この決定の取消しの訴えを提起することができる。

令和4年4月8日

石川県知事 馳 浩

事業名	地区(工区)名	縦覧に供する書類	縦覧場所
県営ほ場整備事業 (耕作放棄地防止型)	柳田南部地区	換地計画書の写し	石川県奥能登農林総合事務所 土地改良部計画課

〃

寺 五 地 区

〃

〃

## 開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく次の開発行為及び公共施設に関する工事が完了した。

令和4年4月8日

石川県知事 馳 浩

開発区域に含まれる地域の名称	公共施設の種類、位置及び区域	開発許可を受けた者
河北郡津幡町字清水ホ307番1、307番7、338番1から338番7まで、339番1から339番7まで、農道及び水路の無籍地の一部	道路 河北郡津幡町字清水ホ307番1、307番7、338番5、339番6、農道及び水路の無籍地の一部 道路（通路） 河北郡津幡町字清水ホ338番7	河北郡津幡町字北中条五号54番地3 加陽住宅有限会社

## 道路の位置の指定公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和4年4月8日

石川県知事 馳 浩

関係土地の地名及び地番	道路の幅員及び延長	位置指定申請者	指定年月日
(1号道路) かほく市宇野気ト50番75、50番76、52番3	(1号道路) 幅員 6.00m 延長 110.31m	かほく市内日角五丁目11番地 有限会社リアル・エステート	令和4年3月29日
(2号道路) かほく市宇野気ト50番77	(2号道路) 幅員 6.00m 延長 45.99m		

## 選挙管理委員会

## 石川県選挙管理委員会告示第50号

令和4年4月24日執行の参議院石川県選挙区選出議員補欠選挙につき、選挙長の職務を代理すべき者を次のとおり変更した。

令和4年4月8日

石川県選挙管理委員会

選挙長の職務を代理すべき者

変 更 後		変 更 前	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
石川県能美市寺井町32番地19	山 本 一 彦	石川県金沢市芳斉1丁目14番5号	太 田 大 樹